

請　願　文　書　表

(都市計画局)

受理番号	1221	受理年月日	令和4年11月28日
件　名	市営住宅家賃減免制度改定の撤回		
要　旨	<p>京都市は、2022年4月から市営住宅の家賃減免制度の算定方法を生活保護費の算定方法に準じるものに改定するとともに、家賃の減免率を2割減免・4割減免・6割減免・8割減免から1割減免・3割減免・5割減免・7割減免に改定した。</p> <p>これにより、市営住宅の居住者で、改定以前の8割減免の家賃から減免制度が受けられない家賃に引き上げられる方をはじめ、家賃を大幅に引き上げられる方が続出している。物価高騰や年金削減などに加え、京都市営住宅の家賃減免制度の改定による家賃の引上げで、これでは暮らしていくいきの声が多くの方から上がっている。</p> <p>これまで、京都市営住宅の家賃減免制度を利用することで、生活保護を利用せず自立して暮らしてきた方たちの中で、今後、生活保護を利用せざるを得なくなる方が少なからず生まれることが予想される。</p> <p>今回の京都市の市営住宅家賃減免制度の改定は、住民の福祉向上を図るという自治体本来の役割を投げ捨て、京都市が自ら生活保護を利用せざるを得ない人を増やすことにつながる施策である。</p> <p>ついては、京都市は2022年4月から導入した市営住宅家賃減免制度の算定方法改定を撤回し、市営住宅家賃減免制度の算定方法を2022年3月以前に戻すことを願う。</p>		
請　願　者			
紹介議員	赤阪 仁、西野さち子、やまね智史		
付託委員会	まちづくり委員会		